

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 誠介	北葛城郡広陵町広瀬一七
〃	松川 正樹	〃 二三
〃	松川 正明	〃 一〇三二
〃	西口 佳輝	〃 一一〇〇一
〃	竹村 立	〃 四五〇
〃	森岡 武博	〃 四六六一
〃	竹村 安郎	〃 一三九
〃	廣中 靖晃	〃 七四一一
〃	竹村 昌弘	〃 七三四
〃	廣中 朝夫	〃 七三五
〃	山本 光男	〃 二八三
〃	久本 和夫	〃 二五八
〃	中川 利一	〃 二五七
〃	中村 安隆	〃 二八六
〃	榊井 彰	〃 三〇一
監事	武若 武治	〃 七四七
〃	播川 治	〃 九六三一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	久本 和夫	北葛城郡広陵町広瀬二五八
〃	中川 勇一	〃 二八八一
〃	中川 利一	〃 二五七
〃	中村 安隆	〃 二八六
〃	吉川 勝規	〃 三一九一

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小林	竹村	岡本	西口	杉本	松川	竹村	竹村	武若	廣中	竹村	森岡	播川
誠市郎	立	雅夫	佳輝	雅照	正明	敏照	昌弘	治	靖晃	安郎	常又	治
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五十一	四五〇	一七	一〇〇〇一	二四一二	一〇三二	七六二	七三四	七五一	七四一一	一三九	四七一	九六三一